

## 特定整備認証の計画的な申請について（お願い） ～経過措置期間が満了するまであと2年となりました～

自動車の特定整備<sup>※1</sup>をするための認証（以下、「特定認証」という。）制度が施行され、2年弱が経過いたしました。特定認証の経過措置期間の皆様が、今後、電子制御装置整備をしていくためには、令和6年4月までに特定認証の取得が必要となります。

認証を取得するためには計画的な準備が必要であり、今後、申請が集中した場合、運輸支局における審査に相応の期間を要することが予想されますので、十分な余裕を持った期間に申請をお願いいたします。

現在



特定認証を取らなくても、古い車だけ整備するから大丈夫！

経過措置期間終了まで時間あるから後で申請しよう。

2年後、経過措置が満了

令和6年4月頃



先進安全自動車が整備できない（汗）

思ったより割合多いかも・・・

他の工場にもっていこう！

機会損失



対象車両

将来的な機会損失も懸念



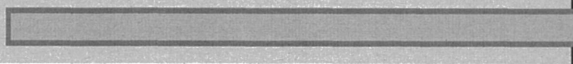


### 経過措置満了後の注意点

- 認証工場は特定認証を取得するまでの間、対象装置<sup>※2</sup>を整備できません。
- 指定工場は点検・整備・検査のすべてを実施できる体制が必要であるため、特定認証を取得するまでの間、電子制御装置の整備を実施しない場合であっても、対象車両の車検入庫ができません。

※1 「分解整備」及び「電子制御装置整備」のいずれか又はすべてを行う整備

※2 電子制御装置整備の対象となる装置

# 特定整備事業の認証までのイメージ

必要 期間	整備工場	運輸支局
工場が 事前に 準備	①特定整備事業の認証を希望 	
	②整備主任者資格取得講習の受講及び修了 運輸支局の資格取得講習時期にあわせ受講が必要 	②整備主任者資格取得講習 (日程を定めて開催)
	③整備工場において設備・要員など事前準備	
	④整備工場による申請書類の作成	
1ヶ月以上 の期間 を要する 場合あり	⑤申請書の提出 	⑤申請書の受理
		⑥申請内容の審査
	⑦指示に応じ対応 	⑦必要に応じ是正を指示
	対応の期間は保留扱い	
		⑧特定整備事業の認証
	⑨特定整備事業の開始 	

(ご注意)

- 整備主任者資格取得講習は、各運輸支局において日程を定めて実施しておりますので、実施時期を事前にご確認願います。  
(実施時期を過ぎてしまうと受講できないおそれがあります。)
- 申請において、関係団体を経由する場合は、事前チェックに相応の期間を要する場合があります。
- 運輸支局での審査においては、これまでよりも時間を要する場合があります。

計画的な準備と十分な余裕を持った期間に申請をお願いします